

第4回 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会次第

開催日時 平成29年1月23日 14:00～16:00

開催場所 湖北広域行政事務センター
工場棟3階 研修室

1. 開会

2. 議題

(1) 前回委員会の指摘事項の確認【資料1】

(2) 相対評価審査基準の検討【資料2】

- ・評価視点、評価体系、評価基準（評価項目・評価指標・点数配分）
- ・評価基準（評価基準表）

(3) 評価結果の公表【資料3】

- ・選定評価結果報告書への応募地名及び評価点の記載について

(4) その他

- ・次回委員会の開催日程について

3. 閉会

湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会名簿

【委員】

(敬称略・順不同)

区 分		氏 名	所 属 ・ 役 職
1号 委員	委員 長	金谷 健	滋賀県立大学 環境科学部 教授
	副委員 長	及川 清昭	立命館大学 理工学部 教授
1号委員		鈴木 康夫	滋賀大学 経済学部 教授
		武田 信生	京都大学 名誉教授
		竹内 寛	おうみ法律事務所 代表弁護士
2号委員		橋本 良弘	長浜市第2連合自治会 会長
		喜田 和男	米原市自治会連絡協議会 会長
		富永 国男	公募委員
		熊谷 定義	公募委員
3号委員		青山 誠司	滋賀県湖北環境事務所 所長
		寺村 治彦	長浜市 市民生活部 部長
		山田 英喜	米原市 経済環境部 部長

【事務局】

氏 名	所 属 ・ 役 職
八上 弥一郎	湖北広域行政事務センター 事務局長
辻井 直人	湖北広域行政事務センター 施設整備課 課長
樋口 智博	湖北広域行政事務センター 施設整備課 主幹
岡 広巳	湖北広域行政事務センター 施設整備課 主査
勝木 勇介	湖北広域行政事務センター 施設整備課 主事

【湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会支援委託業者】

パシフィックコンサルタンツ株式会社

第3回 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会の主な指摘事項

No.	指摘事項	対応
資格判定審査について		
1	基準④について、都市ガスは基準に入れなくてよいのか。	ライフラインは最低限整備に必要な項目を設定しており、都市ガスは該当しません。
2	河川法、都市計画法、農振法といった法律のことは、資格判定のほうでいいのではないか。	法規制は、乗り越えることが難しい事項を資格判定審査基準として、それ以外は相対評価で評価します。
3	基準④について、2016年度末で計画に入っていればいいという理解でよいか。2016年度末までに公共下水道に接続していないといけない、と読めてしまう。	「年末時点で」のうしろに「、」を打って、接続予定の計画区域内と読めるようにしました。
4	指摘 No.3 の修正をもって、資格判定審査基準を決定する。	—
相対評価審査について		
5	基本理念が全部4つの評価視点のほうに何らかの実線がつながっている形にして、評価項目にもそれを反映したのがあるというほうがいいと思う。	基本理念と4つの評価視点とを結びました。 ⇒資料2参照
6	客観的な指標・データがない、詳しい予測をするのが難しい、評価指標・基準だけでは判断しきれない項目については、委員による総合評価に加味するやり方はいかがか。	項目ごとの評価と、委員による総合評価の2つの評価体系としました。 ⇒資料2参照
7	評価の尺度について、0か1か、感覚か、数値か、示していただきたい。 根拠とする法令・資料（案）のイメージまで提示していただくと、議論するにあたっての判断や重みづけがしやすくなる。	評価基準（案）を作成しました。 ⇒資料2参照
8	評価基準について、物差しが1つのところと、複数あるところがある。複数あるとややこしいので、評価指標は1つの物差しになるように設定するのがよい。	評価基準（案）を作成しました。 ⇒資料2参照
9	活断層について、地層に詳しい人にチェックしてもらったことを入れたほうがよいのではないか。	専門家がチェックしたとしても敷地に活断層がかかるか、かからないの判断は難しいと考えられるため、活断層からの距離で評価することとしました。 ⇒資料2参照

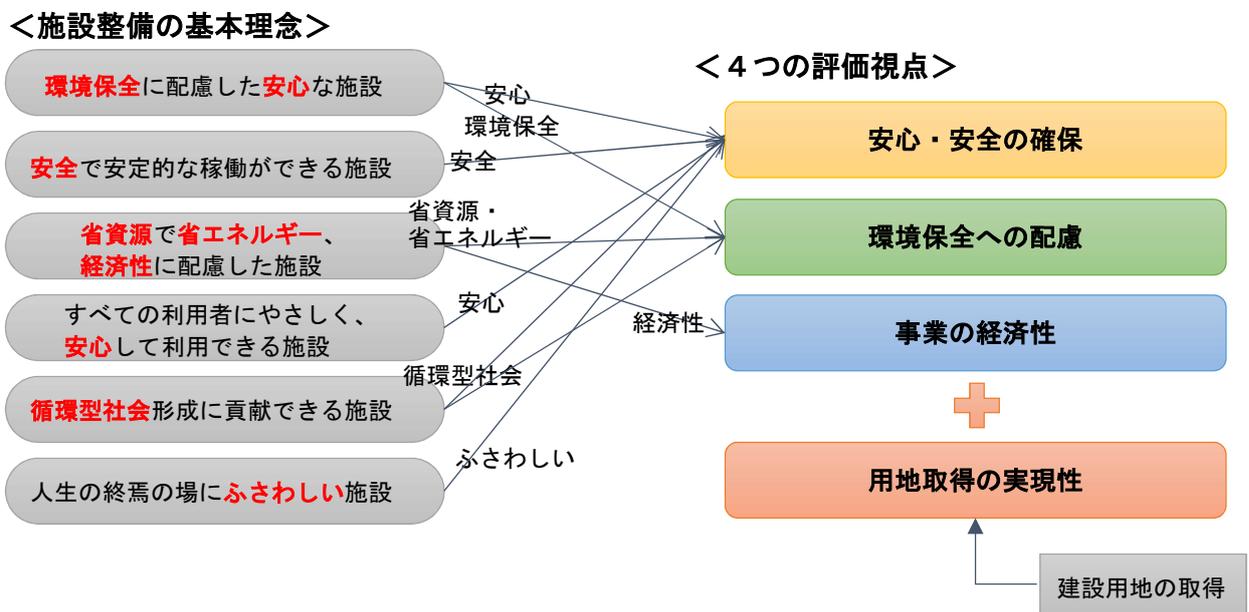
No.	指摘事項	対応
相対評価審査について		
10	<p>斎場としての評価項目が抜けている。</p> <p>評価項目等には利用者のことがほとんどかかれていない。</p> <p>斎場は、焼却施設や汚泥再生施設からできるだけ離れたほうがいいのではないか。</p>	<p>評価項目に「斎場利用者への配慮」を追加して、「斎場までの移動距離」をその指標としました。</p> <p>斎場と他の施設の位置関係は、「施設配置」の項目の考え方に配慮する旨をしました。</p> <p>⇒資料2参照</p>
11	<p>搬入道路の位置は何通りか考えられることが多く、その考え方は前もって決めて、評価基準や根拠のところに示しておくべき。</p>	<p>既存道路がある場合、その道路の幅を基本とすることとします。</p> <p>⇒資料2参照</p>
12	<p>都市計画は、用途地域にしたがって騒音、振動の区域を決めている。「環境保全」の視点に入れるのが適当ではないか。</p>	<p>「都市計画」を、安心安全から環境保全の視点に変更しました。</p> <p>⇒資料2参照</p>
13	<p>用地取得費について、路線価で評価するのは無理があるところが出てくるのではないか。</p>	<p>現時点で入手可能な情報は路線価であり、これを基に評価することとしました。</p> <p>⇒資料2参照</p>
14	<p>「周辺地域の状況」に、反対運動の状況を追加したほうがいいのではないか。</p>	<p>委員による総合評価の観点の1つとします。</p> <p>⇒資料2参照</p>
15	<p>抵当権等、土地の権利関係の評価はどう考えているのか。</p>	<p>委員による総合評価の観点の1つとします。</p> <p>⇒資料2参照</p>
評価結果の公表について		
16	<p>斎場の公募や、4種類の施設を集約した公募による事例は無いのか。</p>	<p>確認した範囲では公募による事例はありませんでした。</p>
17	<p>公表予定としている選定中の事例は、議事録等に記録があるのか。</p>	<p>選定中の2事例のうち、1事例は議事録に記録がありましたが、もう1事例はありませんでした。</p> <p>なお、公表された5事例のうち、記録簿が確認できた2事例はいずれも記録がありませんでした。</p>
18	<p>公表する・しないについて、メリット、デメリットを含めて事務局案を次回提示していただきたい。</p> <p>この委員会は、点数づけをする場であって、応募地名や点数を公表する・しないは行政判断でいいのではないか。</p>	<p>評価結果の公表について資料を作成しました。</p> <p>⇒資料3参照</p>
19	<p>非公開の委員会について、公開請求があったときはどう対応するのか。</p>	<p>基本的に情報公開しないが、何をしているのか程度（議事次第など）は公開する。</p>

建設候補地の相対評価審査基準の検討（案）

1. 評価視点

「湖北広域行政事務センター新施設建設用地公募要項」で示されている施設整備の基本理念を踏まえて、「安心・安全の確保」、「環境保全への配慮」、「事業の経済性」の視点が重要と考えている。また、施設整備には用地取得が不可欠であり「用地取得の実現性」の視点も重要と考えている。

以上の4つの視点を軸として、相対評価項目を設定することとする。



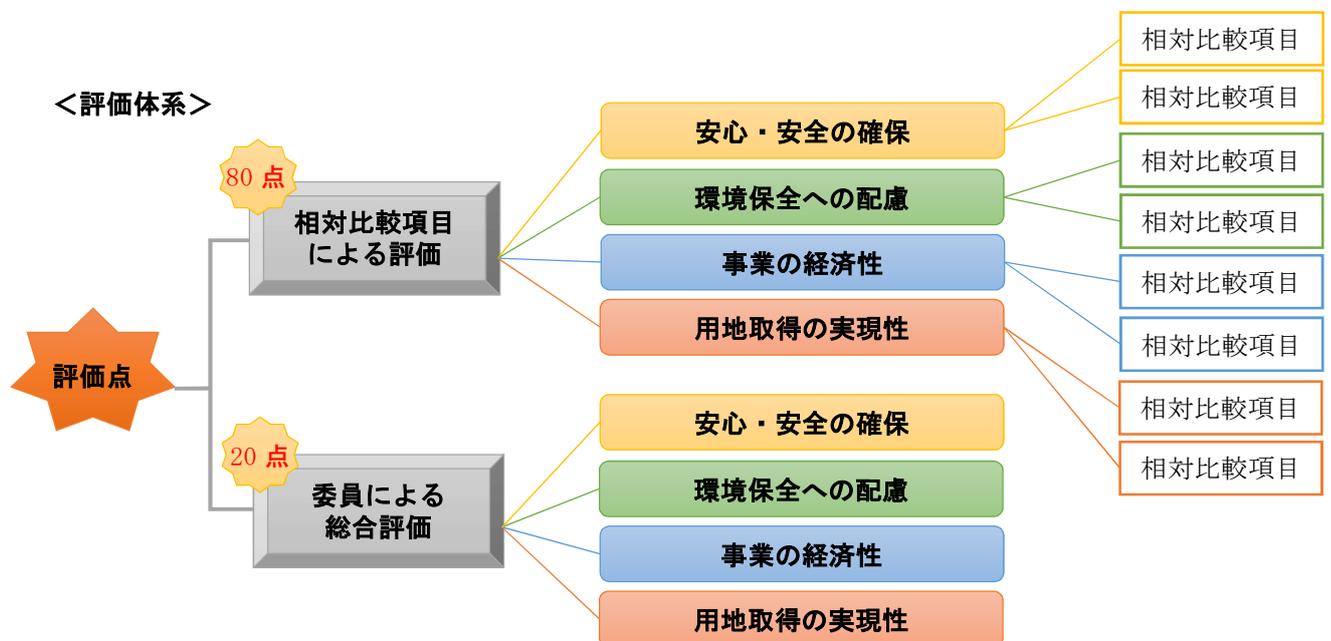
2. 評価体系

「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」(以下、基本方針と言う。)では、相対比較項目ごとに評価を行い、その合計点で順位づけする方向であったが、委員による総合評価を加味することとする。

また、相対比較項目による評価と委員による総合評価の点数配分は、相対比較項目による評価 80 点、委員による総合評価 20 点とする。

<委員による総合評価を加味することのメリット>

- ・現地視察の結果を評価に反映できる。
- ・相対比較項目による評価では評価が難しい評価項目間の相互関係や全体的な視点での評価が反映できる。



3. 評価基準

1) 評価項目・評価指標・点数配分

(1) 相対比較項目による評価

第2回～第3回委員会でのご意見、資格判定審査基準の検討、他事例における評価項目等を踏まえて、16項目25指標の評価項目・評価指標を設定する。

No.	評価視点	評価項目 (案)	評価指標 (案)	配点
1-1	安心・安全の確保	地形・地質	地形 (土砂災害)	
1-2			地質 (軟弱地盤)	
1-3			活断層	
1-4		施設の建設及び建替えへの制約	障害物の存在	
1-5				施設配置
1-6		斎場利用者への配慮	斎場までの移動時間	
1-7		土地利用規制	河川法	
1-8			農業振興地域の整備に関する法律	
2-1	環境保全への配慮	住宅との距離	最寄りの住宅までの距離	
2-2		周辺諸施設との距離	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離	
2-3		周辺道路の混雑	周辺道路の混雑状況	
2-4		環境関連法規制	都市計画	
2-5			景観	
2-6			自然環境	
2-7		埋蔵文化財	発掘調査	
3-1	事業の経済性	収集運搬の距離	収集運搬効率	
3-2		用地取得	用地取得費	
3-3			敷地面積	
3-4		敷地造成費	敷地造成費	
3-5		インフラ整備費	搬入道路、高圧受電、上水道の整備費合計	
4-1	用地取得の実現性	用地取得の実現性	土地所有者数	
4-2			地域の合意状況	
4-3		隣接市町との距離	隣接市町との距離	
4-4		周辺地域の状況	隣接自治会との距離	
4-5			搬入道路が通過する周辺自治会の有無	
計	4視点	16項目	25指標	

4ページに記述

備考) 各指標の評価基準は6～33ページに記述。

第3回委員会から修正した部分を赤文字で示す。

点数配分は、いずれの評価視点、評価項目、評価指標とも重要であること、評価視点によって評価項目・評価指標の数が異なることから、評価視点に均等に配点する方法（案1）、評価項目に均等に配点する方法（案2）、評価指標に均等に配点する方法（案3）の3案が考えられる。

このうち、指標間の重みの格差が大きくなる評価項目に均等に配分する方法（案2）は不採用として、案1あるいは案3を採用する。

なお、配点の合計点（80点）は評価体系の配点検討を踏まえて見直す。

■案1：評価視点ごとに均等配分

評価視点	配点	内訳	備考
安心・安全の確保	20点	8の評価指標に一律に配点 (1指標：20/8点)	評価指標間の重みの格差は 1.6倍 最小：「安全・安心の確保」の各指標 最大：「事業の経済性」及び「用地取得の実現性」の各指標
環境保全への配慮	20点	7の評価指標に一律に配点 (1指標：20/7点)	
事業の経済性	20点	5の評価指標に一律に配点 (1指標：20/5点)	
用地取得の実現性	20点	5の評価指標に一律に配点 (1指標：20/5点)	
計	80点		

■案2：評価項目ごとに均等配分

評価視点	配点	内訳	備考
安心・安全の確保	20点	4の評価項目に一律5点を配点	評価指標間の重みの格差は 3倍 最小：評価項目あたりの評価指標が3つの各指標 最大：評価項目あたりの評価指標が1つの各指標
環境保全への配慮	25点	5の評価項目に一律5点を配点	
事業の経済性	20点	4の評価項目に一律5点を配点	
用地取得の実現性	15点	3の評価項目に一律5点を配点	
計	80点		

■案3：評価指標ごとに均等配分

評価視点	配点	内訳	備考
安心・安全の確保	24点	25の評価指標に一律3点を配点	評価指標間の重みの格差は なし
環境保全への配慮	21点		
事業の経済性	15点		
用地取得の実現性	15点		
計	80点	4つの評価視点の合計点（75点満点）を80点満点に換算する。	

(2) 委員による総合評価

現地視察の結果や、相対比較項目では評価が難しい項目間の相互関係や全体的な視点で評価することから、点数は細かく配分しないことが適当と考えられる。よって、全体を見渡して総合的に評価する方法を採用する。

評価は応募地ごとに20点満点で行うこととするが、満点とする点数(20点)は評価体系の配点検討を踏まえて見直す。

評価視点	委員による総合評価
安心・安全の確保	20点
環境保全への配慮	
事業の経済性	
用地取得の実現性	
計	20点

点数としての判断がつかない場合は、下記表の「評価内容」より判断し、4段階あるいは5段階の判定で評価する。

■4段階評価

評価	評価内容	得点	
A	優れている	配点×100%	20
B	やや優れている	配点×75%	15
C	やや劣っている	配点×50%	10
D	劣っている。	配点×25%	5

■5段階評価

評価	評価内容	得点	
A	優れている	配点×100%	20
B	やや優れている	配点×80%	16
C	平均的である	配点×60%	12
D	やや劣っている	配点×40%	8
E	劣っている。	配点×20%	4

また、評価の流れは以下のとおりとする。

委員会	内容
第7回	・現地視察
第8回 第9回	・事務局による説明 ・各委員による採点 ・意見交換 ・各委員による採点見直し ・委員による総合評価結果の決定
第10回	・報告書への記載内容の検討・決定

2) 評価基準表

(1) 相対比較項目による評価

3 ページに示した評価指標ごとの評価基準表を 7 ページ以降に示す。
 評価基準表の見方は以下に示すとおりである。

<評価基準表の見方>

項目	内容
評価視点	4 個の評価視点 (3 ページ参照) のいずれかを記載。
評価項目	16 個の評価項目 (3 ページ参照) のいずれかを記載。
評価指標	25 個の評価指標 (3 ページ参照) のいずれかを記載。
配点	配点を記載する。 ※現時点では未定であるため空欄
評価の 考え方	どのような条件を満たせば評価が高く (低く) なるかを記載する。 また、条件設定の理由も記載する。
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価 評価基準に基づき事務局が点数をつけて、委員会で確認する方法。点数をつけるにあたり、主に主観が入る余地が無い場合に採用する。</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 評価基準に基づき、委員会での議論を踏まえて点数をつける方法。参考として事務局による評価を示す。点数をつけるにあたり、主に主観が入る余地がある場合に採用する。</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階 (3 段階を基本) 段階的な評価基準 (3 段階なら A,B,C) を設定して、いずれの基準にあてはまるかによって点数をつける方法。主に定量的な評価が困難な場合に採用する。</p> <p>②定量 (小数第 2 位を四捨五入) 応募地が持つ数値に応じて比例配分した点数をつける方法。主に定量的な評価が可能な場合に採用する。</p> <p>■評価基準・採点方法 具体的な評価基準や採点方法等を記載する。 基本的に点数が高いほど優れていると評価して、段階で評価する場合、A : 満点、B : A と C の中間点、C : 1 点とする。</p>
根拠資料等	評価にあたって根拠とする資料や法令を記載する。
備考	<p>関連する資格判定審査基準を記載する。</p> <p>委員による総合評価における評価のポイントを記載する。主に評価基準を設定しての評価が難しい事項を記載する。</p>
参考	他事例の相対評価における評価基準を記載する。ただし、評価基準が不明な場合を除く。

No.1-1

評価視点	安心・安全の確保										
評価項目	地形・地質										
評価指標	地形（土砂災害）										
配点											
評価の考え方	<p>砂防指定地、地すべり防止区域、山腹崩壊危険地区、土砂流出危険区域、崩壊土砂流出危険地区、土砂災害警戒区域（指定済・指定前）、土砂災害危険箇所、雪崩危険箇所に該当していないほうを優れていると評価する。</p> <p><理由>関連法等にて指定されている土砂災害の危険性が高い区域は、無対策では安全性が確保されないため。</p>										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本） ②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>評価の考え方に示した各区域への該当状況を確認する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">評価</th> <th style="width: 50%;">評価基準</th> <th style="width: 40%;">採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>該当しない。隣接地も該当しない。</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">「滋賀県防災マップ」から判断する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>一部が該当する。あるいは、隣接地が該当する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td>全域が該当する。</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	該当しない。隣接地も該当しない。	「滋賀県防災マップ」から判断する。	B	一部が該当する。あるいは、隣接地が該当する。	C	全域が該当する。
評価	評価基準	採点方法									
A	該当しない。隣接地も該当しない。	「滋賀県防災マップ」から判断する。									
B	一部が該当する。あるいは、隣接地が該当する。										
C	全域が該当する。										
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県防災マップ」（滋賀県） http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則（長浜市規則） <p>※火葬場を設置する場所は「がけ崩れ、地すべり等の災害のおそれが少ないこと。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。」とある。</p>										
備考	資格審査基準とした急傾斜地崩壊危険区域は、本評価基準から除外した。										
参考 (他事例の 評価基準)	<p>(事例1) A：指定なし C：あり</p> <p>(事例2) A：指定なし、B：指定あり&対策工事が小規模、C：指定あり&対策工事が大規模</p> <p>(事例3) A：危険性低、B：危険性中、C：危険性高</p> <p>(事例4) A：指定なし、B：一部が指定 or 指定区域に隣接、C：全域が指定</p> <p>(事例5) A：指定なし、B：指定あり&影響軽微、C：指定あり&影響大</p>										

No.1-2

評価視点	安心・安全の確保										
評価項目	地形・地質										
評価指標	地質（軟弱地盤）										
配点											
評価の考え方	地盤が強固なほうを優れていると評価する。 <理由>軟弱地盤は地震時に液状化するおそれがあるとともに、施設整備にあたって不等沈下対策が必要となるため。										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本） ②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>PL 値（液状化指数）を確認する。数値が大きいほど液状化危険度が高い。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">評価</th> <th style="width: 45%;">評価基準</th> <th style="width: 45%;">採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>PL 値 0～5 未満</td> <td rowspan="3"> 「滋賀県防災マップ」から判断する。 <div style="text-align: center;"> <p style="margin: 0;">液状化しやすい</p> <p style="margin: 0;">PL 値 15～</p> <p style="margin: 0;">PL 値 5～15 未満</p> <p style="margin: 0;">PL 値 0～5 未満</p> <p style="margin: 0;">液状化しにくい</p> </div> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>PL 値 5～15 未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td>PL 値 15～</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	PL 値 0～5 未満	「滋賀県防災マップ」から判断する。 <div style="text-align: center;"> <p style="margin: 0;">液状化しやすい</p> <p style="margin: 0;">PL 値 15～</p> <p style="margin: 0;">PL 値 5～15 未満</p> <p style="margin: 0;">PL 値 0～5 未満</p> <p style="margin: 0;">液状化しにくい</p> </div>	B	PL 値 5～15 未満	C	PL 値 15～
評価	評価基準	採点方法									
A	PL 値 0～5 未満	「滋賀県防災マップ」から判断する。 <div style="text-align: center;"> <p style="margin: 0;">液状化しやすい</p> <p style="margin: 0;">PL 値 15～</p> <p style="margin: 0;">PL 値 5～15 未満</p> <p style="margin: 0;">PL 値 0～5 未満</p> <p style="margin: 0;">液状化しにくい</p> </div>									
B	PL 値 5～15 未満										
C	PL 値 15～										
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県防災マップ」（滋賀県） http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index ・「地震時における砂質地盤の液状化判定法と耐震設計への適用に関する研究」（土木研究所資料第 1729 号） 										
備考	—										
参考 （他事例の 評価基準）	（事例 1：液状化予測地域への該当状況）A：対象外、B：ややしやすい、C：しやすい （事例 2：地盤改良工事の必要性）A：必要なし、B：小規模工事、C：大規模工事 （事例 3：斜面崩壊・地すべり・液状化の危険性）A：低、B：中、C：高 （事例 4：軟弱地盤）A：軟弱ではない、B：軟弱&支持力確保可、C：軟弱&大規模対策										

No.1-3

評価視点	安心・安全の確保											
評価項目	地形・地質											
評価指標	活断層											
配点												
評価の考え方	<p>敷地内に活断層が存在しないほうを優れていると評価する。</p> <p><理由>敷地内に活断層があり、地震により断層のずれが発生した場合、構造物等に多大な被害が生じるため。活断層に近いと地震対策の強化が必要になる可能性があるため。</p>											
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本） ②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>活断層までの距離を確認する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">評価</th> <th style="width: 45%;">評価基準</th> <th style="width: 40%;">採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>活断層から 6km 以上離れている。</td> <td rowspan="3">根拠資料に記載されている活断層と応募地までの直線距離を計測して、判断する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>応募地内に活断層は位置しないが 6km 以内に存在する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td>応募地内に活断層が位置する。</td> </tr> </tbody> </table>		評価	評価基準	採点方法	A	活断層から 6km 以上離れている。	根拠資料に記載されている活断層と応募地までの直線距離を計測して、判断する。	B	応募地内に活断層は位置しないが 6km 以内に存在する。	C	応募地内に活断層が位置する。
評価	評価基準	採点方法										
A	活断層から 6km 以上離れている。	根拠資料に記載されている活断層と応募地までの直線距離を計測して、判断する。										
B	応募地内に活断層は位置しないが 6km 以内に存在する。											
C	応募地内に活断層が位置する。											
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・「大震災に学ぶ」（阪神淡路大震災調査研究委員会報告書第2編） ※建物の全壊率が活断層から 6km を境に急激に減少することが報告されている。 ・「滋賀県地域防災計画」（滋賀県） ・「活断層データベース」（産業技術総合研究所） <p>https://gbank.gsj.jp/activefault/index_gmap.html</p>											
備考	—											
参考 (他事例の 評価基準)	<p>（事例1：活断層からの距離）A：6km 以上、B：敷地内に無いが 6km 以内、C：敷地内</p>											

No.1-4

評価視点	安心・安全の確保										
評価項目	施設の建設及び建替えへの制約										
評価指標	障害物の存在										
配点											
評価の考え方	施設建設の支障となる物（鉄塔、送電線等）が無い敷地を優れていると評価する。 <理由>支障物は、施設の建設や将来的な建替え等に支障をきたす可能性があるため。										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本） ②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>支障物と応募地の位置関係や支障物の種類を確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>応募地内に支障物がない。</td> <td rowspan="3">現地踏査により支障物の種類や位置を確認して、判断する。 支障物の例：鉄塔、送電線</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>応募地内に支障物があるが、施設の建設や将来的な建替え等への制限が小さい。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>応募地内に支障物があり、施設の建設や将来的な建替え等への制限が大きい。</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	応募地内に支障物がない。	現地踏査により支障物の種類や位置を確認して、判断する。 支障物の例：鉄塔、送電線	B	応募地内に支障物があるが、施設の建設や将来的な建替え等への制限が小さい。	C	応募地内に支障物があり、施設の建設や将来的な建替え等への制限が大きい。
評価	評価基準	採点方法									
A	応募地内に支障物がない。	現地踏査により支障物の種類や位置を確認して、判断する。 支障物の例：鉄塔、送電線									
B	応募地内に支障物があるが、施設の建設や将来的な建替え等への制限が小さい。										
C	応募地内に支障物があり、施設の建設や将来的な建替え等への制限が大きい。										
根拠資料等	・現地踏査										
備考	—										
参考 (他事例の 評価基準)	<p>(事例1) A：支障物なし、C：あり</p> <p>(事例2) A：支障物なし、C：あり</p> <p>(事例3) A：他施設の建築スペースあり、C：なし</p> <p>(事例4) A：支障物なし、B：支障物あり&施設配置に配慮が必要、 C：支障物あり&施設配置に制限あり</p>										

No.1-5

評価視点	安心・安全の確保										
評価項目	施設の建設及び建替えへの制約										
評価指標	施設配置										
配点											
評価の考え方	建設及び建替えにおける施設配置が容易なほうを優れていると評価する。 <理由>建設及び建替えにおける施設配置が容易なほうが、施設を安定的に稼働・更新することが可能であり、斎場利用者により配慮した施設配置も可能であるため。										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本） ②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>下記の長方形（施設建屋等の建設に必要な用地）が配置可能か確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設・リサイクル施設合棟：90m×113m ・汚泥再生施設：45m×60m ・斎場：66m×67m ・建替用地：90m×113m ※上記の3施設のうち最大の施設の値とした。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">評価</th> <th style="width: 55%;">評価基準</th> <th style="width: 35%;">採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>長方形の配置は十分に可能。</td> <td rowspan="3">事務局が長方形の配置図を作成して、判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>長方形の配置はほぼ可能。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>長方形の配置は困難。</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	長方形の配置は十分に可能。	事務局が長方形の配置図を作成して、判断する。	B	長方形の配置はほぼ可能。	C	長方形の配置は困難。
評価	評価基準	採点方法									
A	長方形の配置は十分に可能。	事務局が長方形の配置図を作成して、判断する。									
B	長方形の配置はほぼ可能。										
C	長方形の配置は困難。										
根拠資料等	<p>・基本方針</p> <p>※焼却施設・リサイクル施設合棟に必要な建築面積は70m×約93m、汚泥再生施設建屋に必要な建築面積は25m×40m、構内道路面積は建屋周辺に幅10mで確保する、とされている。</p> <p>※斎場建屋に必要な建築面積は4400㎡とされている。</p>										
備考	—										
参考 (他事例の 評価基準)	(事例1：100m×100mの正方形の配置) A：十分に可能、B：ほぼ可能、C：困難										

No.1-6

評価視点	安心・安全の確保
評価項目	斎場利用者への配慮
評価指標	斎場までの移動時間
配点	
評価の考え方	多くの市民が利用しやすい場所に位置する（斎場から最も遠方にある集落までの距離が近い）ほうを優れていると評価する。 <理由>利便性が良いほうが、市民が利用しやすいため。
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本）</p> <p>②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>基本方針において、既存の斎場施設への移動距離・時間が示された11集落（菅浦、月出、杓掛、中河内、菅並、金居原、甲津原、長久寺、上丹生、梅ヶ原、磯）から応募地までの移動時間を算定して、移動時間の最大値を応募地の値とする。</p> <p>得点は、以下の式にて計算する。</p> $\text{得点} = \frac{\text{（最も値が小さい応募地の値）}}{\text{（当該応募地の値）}} \times \text{配点}$
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 google Map ※移動時間を検索（検索条件：平日の日中）
備考	—
参考 (他事例の 評価基準)	(事例1：各候補地の平均値に対する比率) A：-10%以下、B：-10%～+10%、C：+10%以上

No.1-7

評価視点	安心・安全の確保											
評価項目	土地利用規制											
評価指標	河川法											
配点												
評価の考え方	河川区域、河川保全区域に該当していないほうを優れていると評価する。 <理由>河川法にて指定されている区域は、防災や保全管理のため配慮が必要なため。また、行為の制限や許可手続きがあるため。											
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本） ②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>河川区域、河川保全区域への該当状況进行评估する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">評価</th> <th style="width: 50%;">評価基準</th> <th style="width: 40%;">採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>該当しない。</td> <td>根拠資料から判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>河川保全区域が含まれる。</td> <td rowspan="2">河川区域、河川保全区域の両方が含まれる場合は、評価基準 C を適用する。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>河川区域が含まれる。</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	該当しない。	根拠資料から判断する。	B	河川保全区域が含まれる。	河川区域、河川保全区域の両方が含まれる場合は、評価基準 C を適用する。	C	河川区域が含まれる。
評価	評価基準	採点方法										
A	該当しない。	根拠資料から判断する。										
B	河川保全区域が含まれる。	河川区域、河川保全区域の両方が含まれる場合は、評価基準 C を適用する。										
C	河川区域が含まれる。											
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・「河川保全区域の指定」（滋賀県告示） ・「長浜土木事務所管内図」（滋賀県長浜土木事務所） ・「長浜土木事務所木之本支所管内図」（滋賀県長浜土木事務所木之本支所） ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則（長浜市規則） <p>※火葬場を設置する場所は「河川から 20 メートル以上離れていること。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。」とある。</p>											
備考	—											
参考 (他事例の 評価基準)												

No.1-8

評価視点	安心・安全の確保										
評価項目	土地利用規制										
評価指標	農業振興地域の整備に関する法律										
配点											
評価の考え方	農用地区域に該当していないほうを優れていると評価する。 <理由>農用地区域は、総合的な農業の振興を目指し、農用地等として利用を確保すべき土地と定められているため。										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本） ②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>農用地区域、農業振興地域への該当状況を確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>全域が該当しない。</td> <td rowspan="3">両市の担当部署に該当状況を問い合わせ、判断する。 農用地区域、農業振興地域の両方に該当する場合は、評価基準 C を適用する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>一部あるいは全域が農業振興地域に該当する。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>一部あるいは全域が農用地区域に該当する。</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	全域が該当しない。	両市の担当部署に該当状況を問い合わせ、判断する。 農用地区域、農業振興地域の両方に該当する場合は、評価基準 C を適用する。	B	一部あるいは全域が農業振興地域に該当する。	C	一部あるいは全域が農用地区域に該当する。
評価	評価基準	採点方法									
A	全域が該当しない。	両市の担当部署に該当状況を問い合わせ、判断する。 農用地区域、農業振興地域の両方に該当する場合は、評価基準 C を適用する。									
B	一部あるいは全域が農業振興地域に該当する。										
C	一部あるいは全域が農用地区域に該当する。										
根拠資料等	－ ※両市の内部資料										
備考	－										
参考 (他事例の 評価基準)	(事例1:農用地区域の指定面積割合) A:0%、B:0~50%、C:50%以上 (事例2:農振地域の指定状況) A:指定なし、B:指定あり、C:指定あり&補助金投入 (事例3:農用地までの距離) A:3km以上、B:100m~3km、C:100m以内 (事例4:農用地等の指定) A:指定なし、B:農業振興地域に指定、C:農用地に指定										

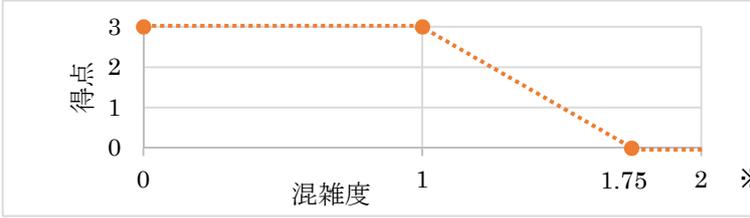
No.2-1

評価視点	環境保全への配慮
評価項目	住宅との距離
評価指標	最寄りの住宅までの距離
配点	
評価の考え方	敷地境界から直近の住宅までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。 <理由>施設整備時及び稼働時における騒音・振動等の影響や、斎場及びごみ処理施設に対する近隣住民に配慮するため。
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本）</p> <p>②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>敷地境界から直近の住宅までの直線距離が100m以上の場合は満点とする。100m未満の場合は、直線距離0m（敷地に隣接）を0点として、配点に直線距離に応じた係数を掛けて計算する。</p> <p>(100m未満の計算式) $\text{得点} = \frac{\text{直線距離}(m)}{100} \times \text{配点}$</p>
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地図等 現地踏査 <ul style="list-style-type: none"> ※住宅地図等で確認された直近の住宅が、人が住める状態のものか確認。 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省） <ul style="list-style-type: none"> ※施設の稼働による騒音・振動の影響の調査対象地域として、敷地境界からおおむね100mまでの範囲とされている。 長浜市墓地等経営の許可等に関する規則（長浜市規則） <ul style="list-style-type: none"> ※火葬場を設置する場所は「住宅、学校、病院その他これらに類する施設の敷地から100メートル以上離れていること。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。」とある。
備考	委員による総合評価において、現地視察で応募地周辺の住宅の分布状況（100m以内にまとまった住宅地が存在するか等）を確認して評価する。
参考 (他事例の 評価基準)	<p>(事例1) A : 300m以上、B : 100m以上 300m未満、C : 100m未満</p> <p>(事例2) A : 500m以上、B : 300m以上 500m未満、C : 300m未満</p> <p>(事例3) A : 3km以上、B : 100m以上 3km未満、C : 100m未満</p> <p>(事例4) A : 100m以上、B : 50m以上 100m未満、C : 50m未満</p>

No.2-2

評価視点	環境保全への配慮
評価項目	周辺諸施設との距離
評価指標	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離
配点	
評価の考え方	敷地境界から直近の教育施設・医療福祉施設（小学校・中学校・養護学校、病院、診療所、幼稚園、保育園、児童館、子育てセンター、福祉センター、高齢者養護施設、障害者支援施設）までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。 <理由>施設整備時及び稼働時における騒音・振動等の影響や、斎場及びごみ処理施設に対する教育施設・医療福祉施設利用者に配慮するため。
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本）</p> <p>②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>敷地境界から直近の教育施設・医療福祉施設までの直線距離が100m以上の場合は満点とする。100m未満の場合は、直線距離0m（敷地に隣接）を0点として、配点に直線距離に応じた係数を掛けて計算する。</p> <p>(100m未満の計算式) $\text{得点} = \frac{\text{直線距離}(m)}{100} \times \text{配点}$</p>
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地図等 ・現地踏査 ※施設が供用中であることを確認 ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省） ※施設の稼働による騒音・振動の影響の調査対象地域として、敷地境界からおおむね100mまでの範囲とされている。 ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則（長浜市規則） ※火葬場を設置する場所は「住宅、学校、病院その他これらに類する施設の敷地から100メートル以上離れていること。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。」とある。
備考	委員による総合評価において、現地視察で応募地周辺の教育施設・医療福祉施設の分布状況（100m以内に存在する教育施設・医療福祉施設の数等）を確認して評価する。
参考 (他事例の 評価基準)	(事例1) A : 300m以上、B : 100m以上300m未満、C : 100m未満 (事例2) A : 500m以上、B : 300m以上500m未満、C : 300m未満 (事例3) A : 3km以上、B : 100m以上3km未満、C : 100m未満 (事例4) A : 100m以上、B : 50m以上100m未満、C : 50m未満

No.2-3

評価視点	環境保全への配慮
評価項目	周辺道路の混雑
評価指標	周辺道路の混雑状況
配点	
評価の考え方	<p>搬入道路が接続する既存道路（対面交通が可能な2車線以上）が混雑していないほうを優れていると評価する。</p> <p><理由>施設稼働により交通量が増加しても、施設周辺道路が混雑することなく円滑に走行できることが望ましいため。</p>
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本） ②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>搬入道路が接続する既存道路（対面交通が可能な2車線以上の道路）の混雑度が1.0未満の場合は満点とする。1.0以上の場合は、混雑率1.75を0点として、配点に混雑度に応じた係数を掛けて計算する。</p>  <p>対面交通が可能な2車線以上の道路と敷地境界を結ぶ既存道路がある場合、搬入ルートはその既存道路の拡幅を基本とする。</p> <p>搬入道路が接続する既存道路の混雑度が算定されていない場合は、現地視察等の結果を踏まえて評価する。</p>

<p>根拠資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度道路交通センサス http://www.mlit.go.jp/road/census/h22-1/ ・現地踏査、現地視察 ・搬入ルート図（案） ※事務局作成 ・「道路の交通容量」（日本道路協会） <table border="1" data-bbox="435 421 1406 801"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">混雑度</th> <th style="text-align: center;">交通状況の推定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0 未満</td> <td>昼間 12 時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。</td> </tr> <tr> <td>1.0～1.25 未満</td> <td>昼間 12 時間のうち道路が混雑する可能性のある時間が 1～2 時間ある。何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。</td> </tr> <tr> <td>1.25～1.75 未満</td> <td>ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみから、日中の連続的混雑への過渡状態と考えられる。</td> </tr> <tr> <td>1.75 以上</td> <td>道路が飽和していない時間がほとんどなくなる。慢性的混雑状態を呈する。</td> </tr> </tbody> </table>	混雑度	交通状況の推定	1.0 未満	昼間 12 時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。	1.0～1.25 未満	昼間 12 時間のうち道路が混雑する可能性のある時間が 1～2 時間ある。何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。	1.25～1.75 未満	ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみから、日中の連続的混雑への過渡状態と考えられる。	1.75 以上	道路が飽和していない時間がほとんどなくなる。慢性的混雑状態を呈する。
混雑度	交通状況の推定										
1.0 未満	昼間 12 時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。										
1.0～1.25 未満	昼間 12 時間のうち道路が混雑する可能性のある時間が 1～2 時間ある。何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。										
1.25～1.75 未満	ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみから、日中の連続的混雑への過渡状態と考えられる。										
1.75 以上	道路が飽和していない時間がほとんどなくなる。慢性的混雑状態を呈する。										
<p>備考</p>	<p>—</p>										
<p>参考 (他事例の 評価基準)</p>	<p>(事例 1 : 交通事情の悪化の程度) A : 渋滞なし&悪化もなし、 B : 渋滞なし&悪化なし&運搬車両の比率高、C : すでに渋滞あり (事例 2 : 供用後の混雑度) A : 1.25 未満、B : 1.25～1.75、C : 1.75 以上</p>										

No.2-4

評価視点	環境保全への配慮										
評価項目	環境関連法規制										
評価指標	都市計画										
配点											
評価の考え方	住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域を優れていると評価する。 <理由>住宅系の用途地域は、騒音や振動等の環境基準の規制が厳しいため。商業系の用途地域は、多くの市民が利用する土地であるため。										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本） ②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>評価の考え方に示した各区域への該当状況を確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>判断基準・方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>準工業地域、工業地域、工業専用地域</td> <td rowspan="3">根拠資料から判断する。 複数の評価基準に該当する応募地は、低いほうの評価を採用する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>A及びC以外の地域、都市計画区域外</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>低層住居専用地域（第一種、第二種）、中高層住居専用地域（第一種、第二種）、住居地域（第一種、第二種）、近隣商業地域、商業地域</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	判断基準・方法	A	準工業地域、工業地域、工業専用地域	根拠資料から判断する。 複数の評価基準に該当する応募地は、低いほうの評価を採用する。	B	A及びC以外の地域、都市計画区域外	C	低層住居専用地域（第一種、第二種）、中高層住居専用地域（第一種、第二種）、住居地域（第一種、第二種）、近隣商業地域、商業地域
評価	評価基準	判断基準・方法									
A	準工業地域、工業地域、工業専用地域	根拠資料から判断する。 複数の評価基準に該当する応募地は、低いほうの評価を採用する。									
B	A及びC以外の地域、都市計画区域外										
C	低層住居専用地域（第一種、第二種）、中高層住居専用地域（第一種、第二種）、住居地域（第一種、第二種）、近隣商業地域、商業地域										
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・「彦根長浜都市計画区域」（米原市） ・「山東伊吹都市計画区域」（米原市） ・「長浜市都市計画図」（長浜市） ・「長浜市北部都市計画図」（長浜市） 										
備考	—										
参考 （他事例の 評価基準）	（事例1）A：準工業地域・工業地域・工業専用地域・市街化調整区域、C：左記以外 （事例2）A：都市計画区域外、B：区域内&未線引き、C：区域内&用途地域 （事例3）A：他施設の建築スペースあり、C：なし （事例4）A：工業系の用途地域、B：用途指定なし、C：住宅系・商業系の用途地域										

No.2-5

評価視点	環境保全への配慮										
評価項目	環境関連法規制										
評価指標	景観										
配点											
評価の考え方	琵琶湖景観形成地域、琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区、河川景観形成地区、景観形成重点区域に該当していないほうを優れていると評価する。 <理由>景観に関する法令にて指定されている規制区域は、景観への配慮が必要なため。また、行為の制限や許可手続きがあるため。										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本） ②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>評価の考え方に示した各区域への該当状況を確認する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">評価</th> <th style="width: 50%;">評価基準</th> <th style="width: 40%;">採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>該当しない。</td> <td rowspan="3">根拠資料から判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>一部あるいは全域が該当する。</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	該当しない。	根拠資料から判断する。	B	—	C	一部あるいは全域が該当する。
評価	評価基準	採点方法									
A	該当しない。	根拠資料から判断する。									
B	—										
C	一部あるいは全域が該当する。										
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県景観計画」（滋賀県） ※琵琶湖景観形成地域、琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区、河川景観形成地区 ・「長浜市景観まちづくり計画」（長浜市） ※景観形成重点区域 										
備考	委員による総合評価において、現地視察で応募地周辺の環境を確認して、周辺景観への影響（周辺の土地利用等）を評価する。										
参考 (他事例の 評価基準)	<p>（事例1）歴史的文化的景観、景勝地としての景観、市街地景観等への影響について、委員の評点平均を採用。</p> <p>（事例2）貴重な景観資源への影響）A：影響なし、B：影響小、C：影響大</p> <p>（事例3）周辺景観への影響）A：小、B：中、C：大</p> <p>（事例4）主要眺望点からの施設が見えるか）A：見えない、B：一部が見える、C：全体が見える。</p>										

No.2-6

評価視点	環境保全への配慮										
評価項目	環境関連法規制										
評価指標	自然環境										
配点											
評価の考え方	<p>自然公園法、都市計画法、鳥獣保護法、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例、滋賀県自然環境保全条例が定める自然環境保全に関する規制区域に該当していないほうを優れていると評価する。</p> <p><理由>自然環境保全に関する法令にて指定されている規制区域は、自然環境への配慮が必要なため。また、行為の制限や許可手続きがあるため。</p>										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本） ②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>評価の考え方に示した各区域への該当状況を確認する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">評価</th> <th style="width: 50%;">評価基準</th> <th style="width: 40%;">採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>該当しない。</td> <td rowspan="3">根拠資料から判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>一部あるいは全域が該当する。</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	該当しない。	根拠資料から判断する。	B	－	C	一部あるいは全域が該当する。
評価	評価基準	採点方法									
A	該当しない。	根拠資料から判断する。									
B	－										
C	一部あるいは全域が該当する。										
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法 ※自然公園 ・都市計画法 ※緑地、風致地区 ・都市緑地法 ※緑地保全地域、特別緑地保全地区 ・鳥獣保護法 ※鳥獣保護区（特別保護区を含む）、休猟区 ・ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 ※生息・生育地保護区 ・滋賀県自然環境保全条例 ※滋賀県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然記念物 										
備考	<p>委員による総合評価において、現地視察で応募地の自然環境の状況（原生的な環境か人工的な環境か等）を確認して評価する。</p> <p>資格審査基準とした天然記念物及び特別天然記念物は本評価基準から除外した。</p>										
参考 (他事例の 評価基準)	<p>(事例1：貴重種が分布 or 猛禽類の高利用域の可能性) A：可能性高い、C：可能性低い</p> <p>(事例2：希少動植物の生息・生育可能性) A：可能性高い、B：可能性低い、可能性なし</p> <p>(事例3：鳥獣保護区指定) A：指定なし、B：一部指定、C：全域指定</p> <p>(事例4：緑地環境保全地域、風致地区、緑地保全地区、鳥獣保護区、希少動植物の保護区等) A：指定なし、C：指定あり</p>										

No.2-7

評価視点	環境保全への配慮										
評価項目	埋蔵文化財										
評価指標	発掘調査										
配点											
評価の考え方	埋蔵文化財包蔵地に該当していないほうを優れていると評価する。 <理由>地域の歴史・文化を継承していくために、将来にわたって保守していくことが望ましいため。										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本） ②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>埋蔵文化財包蔵地への該当状況を確認する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">評価</th> <th style="width: 50%;">評価基準</th> <th style="width: 40%;">採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>該当しない。</td> <td rowspan="3">担当部署（滋賀県文化財保護協会等）に該当状況を問い合わせ、判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>一部が該当する。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>全域が該当する。</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	該当しない。	担当部署（滋賀県文化財保護協会等）に該当状況を問い合わせ、判断する。	B	一部が該当する。	C	全域が該当する。
評価	評価基準	採点方法									
A	該当しない。	担当部署（滋賀県文化財保護協会等）に該当状況を問い合わせ、判断する。									
B	一部が該当する。										
C	全域が該当する。										
根拠資料等	※担当部署の内部資料										
備考	資格審査基準とした文化財は本評価基準から除外した。										
参考 (他事例の 評価基準)	(事例1) A: 該当せず、B: 0~50%が該当、C: 50%以上が該当 (事例2) A: 該当せず、B: 該当する&工事支障なし、C: 該当する&工事支障あり (事例3) A: 該当せず、B: 該当する&発掘規模小、C: 該当する&発掘規模大 (事例4) A: 該当せず、B: 該当しないが近接地が該当、C: 該当する (事例5) A: 該当せず、C: 該当する										

No.3-1

評価視点	事業の経済性
評価項目	収集運搬の距離
評価指標	収集運搬効率
配点	
評価の考え方	収集運搬効率がよいほうを優れていると評価する。 <理由> ゴミ収集運搬経費は安価なほうが望ましいため。
評価方法	<p>■パターン</p> <p>① 予め定めた評価基準によって評価</p> <p>② 評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>① 段階（3段階を基本）</p> <p>② 定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>敷地境界から管内の人口重心までの直線距離を計算する。</p> <p>得点は、以下の式にて計算する。</p> $\text{得点} = \frac{\text{（最も値が小さい応募地の値）}}{\text{（当該応募地の値）}} \times \text{配点}$
根拠資料等	<p>・「平成22年国勢調査結果」（総務省統計局）</p> <p>我が国の人口重心：http://www.stat.go.jp/data/kokusei/topics/topi61.htm</p> <p>人口等基本集計結果：http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/</p>
備考	—
参考 (他事例の 評価基準)	<p>(事例1) 計算方法：人口重心から候補地までの距離×車両台数の合計 点数づけ：最も値の大きな候補地を最低点として、他の候補地は比例配点。</p> <p>(事例2) 計算方法：不明 点数づけ：平均運搬距離（A：相対的に短い、B：現況と同等、C：相対的に長い）</p> <p>(事例3) 計算方法：収集地域から候補地までの運搬距離に各地域の人口を乗じた総和を 総人口で割る 点数づけ：最も値の小さな候補地を満点として、他の候補地は比例配点。</p> <p>(事例4) 計算方法：人口重心から候補地までの距離×車両台数の合計 点数づけ：各候補地の平均値に対する比率（A：-10%以下、B：-10%～+10%、 C：+10%以上）</p> <p>(事例5) 計算方法：人口重心から候補地までの距離×人口割合の合計 点数づけ：最も値の小さな候補地を満点として、他の候補地は比例配点。</p>

No.3-2

評価視点	事業の経済性
評価項目	用地取得
評価指標	用地取得費
配点	
評価の考え方	用地取得費が安いほうを優れていると評価する。 <理由>用地取得費は安価なほうが望ましいため。
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本）</p> <p>②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>路線価を元に用地取得概算費用を算定する。算定にあたって、各種補正（奥行価格補正率、奥行長大補正率等）は考慮しない。</p> <p>得点は、以下の式にて計算する。</p> $\text{得点} = \frac{\text{（最も安価な応募地の費用）}}{\text{（当該応募地の費用）}} \times \text{配点}$
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成28年度財産評価基準書 路線価図」（国税庁） http://www.rosenka.nta.go.jp/ ・「全国地価マップ」（（一財）資産評価システム研究センター） http://www.chikamap.jp/
備考	—
参考 （他事例の 評価基準）	<p>（事例1）計算方法：簡易不動産鑑定 点数づけ：最も安価な候補地を満点として、他の候補地は比例配点。</p> <p>（事例2）計算方法：不明（用地単価とあるが、具体的な計算方法が示されていない。） 点数づけ：最も安価な候補地を満点として、他の候補地は比例配点。</p> <p>（事例3）計算方法：不明 点数づけ：各候補地の平均値に対する比率（A：-10%以下、B：-10%～+10%、 C：+10%以上）</p> <p>（事例4）計算方法：路線価 点数づけ：最も値の小さな候補地を満点として、他の候補地は比例配点。</p>

No.3-3

評価視点	事業の経済性										
評価項目	用地取得										
評価指標	敷地面積										
配点											
評価の考え方	敷地面積が 4.5～5.5ha であるほうを優れていると評価する。 <理由>用地面積は公募要領に定めた範囲であるほうが望ましいため。										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本） ②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>登記簿上の応募地の面積を確認する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">評価</th> <th style="width: 45%;">評価基準</th> <th style="width: 40%;">採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>4.5ha 以上～5.5ha 以下</td> <td rowspan="3">応募書類から判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>5.5ha より大きく、6.5ha 未満</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>6.5ha 以上</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	4.5ha 以上～5.5ha 以下	応募書類から判断する。	B	5.5ha より大きく、6.5ha 未満	C	6.5ha 以上
評価	評価基準	採点方法									
A	4.5ha 以上～5.5ha 以下	応募書類から判断する。									
B	5.5ha より大きく、6.5ha 未満										
C	6.5ha 以上										
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募書類 ※別紙様式2 土地所有者意向状況一覧表 ・ 公募要領 ※建替用地 1.0ha としていることから、評価基準とする面積は 1ha 刻みとする。 ・ 公募に関する質問（Q&A） ※「概ね 5ha とは 4.5～5.5ha です。」と示されている。 										
備考	敷地面積 4.5ha 未満の応募地は資格審査基準を満たさないため、本評価基準から除外した。										
参考 (他事例の 評価基準)	事例なし。										

No.3-4

評価視点	事業の経済性
評価項目	敷地造成費
評価指標	敷地造成費
配点	
評価の考え方	敷地造成費が安いほうを優れていると評価する。 <理由>敷地造成費は安価なほうが望ましいため。
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本）</p> <p>②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>事務局で敷地造成費を算定する。 得点は、以下の式にて計算する。</p> $\text{得点} = \frac{\text{（最も安価な応募地の費用）}}{\text{（当該応募地の費用）}} \times \text{配点}$
根拠資料等	・概算の敷地造成費 ※事務局作成
備考	—
参考 (他事例の 評価基準)	<p>(事例1) 計算方法：不明 点数づけ：最も安価な候補地を満点として、他の候補地は比例配点。</p> <p>(事例2) 計算方法：不明 点数づけ：最も安価な候補地を満点として、他の候補地は比例配点。</p> <p>(事例3) 計算方法：不明 ※敷地の傾斜度に応じて試算していると考えられる 点数づけ：最も安価な候補地を満点として、他の候補地は比例配点。</p> <p>(事例4) 計算方法：不明 ※敷地内の平地確保に要する造成費 点数づけ：最も値の小さな候補地を満点として、他の候補地は比例配点。</p>

No.3-5

評価視点	事業の経済性
評価項目	インフラ整備費
評価指標	搬入道路、高圧受電、上水道の整備費合計
配点	
評価の考え方	インフラ整備費が安いほうを優れていると評価する。 <理由>インフラ整備費は安価なほうが望ましいため。
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本）</p> <p>②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>事務局でインフラ整備費を算定する。</p> <p>得点は、以下の式にて計算する。</p> $\text{得点} = \frac{\text{（最も安価な応募地の費用）}}{\text{（当該応募地の費用）}} \times \text{配点}$
根拠資料等	<p>・概算のインフラ整備費 ※事務局作成</p> <p>搬入道路：50,000 千円/100m</p> <p>※基本方針より</p> <p>高圧受電：3,348 円/m（新設）、3,348 円/m×60%（張替えまたは添架）</p> <p>※電気供給条件（特別高圧・高圧）（平成28年4月1日実施、関西電力）より</p> <p>上水道：</p> <p>※担当部署に確認</p>
備考	—
参考 (他事例の 評価基準)	<p>(事例1) 計算方法：不明</p> <p>点数づけ：最も安価な候補地を満点として、他の候補地は比例配点。</p> <p>(事例2) 計算方法：不明</p> <p>点数づけ：最も安価な候補地を満点として、他の候補地は比例配点。</p> <p>(事例3) 計算方法：不明 ※敷地の傾斜度に応じて試算していると考えられる</p> <p>点数づけ：最も安価な候補地を満点として、他の候補地は比例配点。</p> <p>(事例4) 計算方法：不明 ※電気整備費…引き込みに要する負担金等</p> <p>※用水整備費…引き込みに要する整備費</p> <p>※道路整備費…取付道路や必要な拡幅等の整備費</p> <p>点数づけ：最も値の小さな候補地を満点として、他の候補地は比例配点。</p>

No.4-1

評価視点	用地取得の実現性
評価項目	用地取得の実現性
評価指標	土地所有者数
配点	
評価の考え方	土地所有者が少ないほうを優れていると評価する。 <理由>土地所有者数が少ないと、土地購入等の各種手続き等が容易となる。特に共同名義の土地や所有者が亡くなられている場合、また各種権利設定等のある土地は取得が非常に煩雑となり、事業スケジュールに影響が出るおそれがあるため。
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本）</p> <p>②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>応募書類から土地所有者数を算出して、以下の式にて計算する。</p> $\text{得点} = \frac{\text{（最も人数が少ない応募地の土地所有者数）}}{\text{（当該応募地の土地所有者数）}} \times \text{配点}$
根拠資料等	・応募書類 ※別紙様式2 土地所有者意向状況一覧表
備考	委員による総合評価において、土地の権利関係（抵当権等）、土地所有者意向状況（同意済みか同意見込みか等）、土地の利用状況（管理されているか管理されていないか）等を確認して評価する。
参考 （他事例の 評価基準）	（事例1）地権者数の最も少ない候補地を満点として、他の候補地は比例配点。 （事例2）地権者数の最も少ない候補地を満点として、他の候補地は比例配点。

No.4-2

評価視点	用地取得の実現性
評価項目	用地取得の実現性
評価指標	地域の合意状況
配点	
評価の考え方	応募自治会における賛同者の割合が高いほうを優れていると評価する。 ＜理由＞地域における合意形成は事業実施に不可欠であるため。
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本）</p> <p>②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>応募書類から、総会の出席者数（委任状を含む）における賛成者の割合（α）を計算する。</p> $\alpha = (\text{総会における賛成者数}) / (\text{総会の出席者数（委任状を含む）})$ <p>得点は、以下の式にて計算する。</p> $\text{得点} = \frac{(\text{当該応募地の賛成者割合})}{(\text{最も賛成者の割合が多い応募地の賛同者割合})} \times \text{配点}$
根拠資料等	・応募書類 ※別紙様式4新施設建設用地応募に関する総会議事録
備考	委員による総合評価において、総会の議事録（住民の意見等）を確認して評価する。
参考 (他事例の 評価基準)	<p>(事例1) 計算方法：不明 点数づけ：地元の理解度・協力度（A：積極的、B：特に反対なし、C：消極的）</p> <p>(事例2) 計算方法：不明 ※構成員の数、総会出席者、総会採決結果を記述 点数づけ：不明</p> <p>(事例3) 計算方法：総会における賛同者の割合 点数づけ：最も値の大きな候補地を満点として、他の候補地は比例配点</p>

No.4-3

評価視点	用地取得の実現性																										
評価項目	隣接市町との距離																										
評価指標	隣接市町との距離																										
配点																											
評価の考え方	管内に隣接する近隣市までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。 <理由>管内と隣接する市についても、周辺地域として配慮が必要なため。																										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>① 予め定めた評価基準によって評価</p> <p>② 評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>① 段階（3段階を基本） ② 定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>敷地境界から管内に隣接する近隣市までの直線距離を確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>7km より大きい</td> <td rowspan="3">応募書類から判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>3.5km より大きく 7km 以内</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>3.5km 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>焼却施設の施設規模（143t/日→6.0t/時）から想定される調査対象地域（7km）以上を A 評価とする。調査対象地域は、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んで設定されていることから、その半分（3.5km）を B 評価と C 評価の境とする。</p>	評価	評価基準	採点方法	A	7km より大きい	応募書類から判断する。	B	3.5km より大きく 7km 以内	C	3.5km 以内																
評価	評価基準	採点方法																									
A	7km より大きい	応募書類から判断する。																									
B	3.5km より大きく 7km 以内																										
C	3.5km 以内																										
根拠資料等	<p>・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 改訂版」（環境省）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設規模等</td> <td>時間当り (t/時)</td> <td>0.2</td> <td>0.5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>12</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>煙突実体高 (m)</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>59</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">調査対象地域 (半径: km)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 調査対象地域は、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んで設定。</p>	施設規模等	時間当り (t/時)	0.2	0.5	1	2	5	12	18	煙突実体高 (m)	10	20	30	40	59	80	100	調査対象地域 (半径: km)		1	2	3	4	6	8	10
施設規模等	時間当り (t/時)		0.2	0.5	1	2	5	12	18																		
	煙突実体高 (m)	10	20	30	40	59	80	100																			
調査対象地域 (半径: km)		1	2	3	4	6	8	10																			
備考	委員による総合評価において、管内に隣接する近隣市の反対運動等を確認して評価する。																										
参考 (他事例の 評価基準)	<p>(事例1) A: 6km より遠い、B: 3km より遠く 6km 以内、C: 3km 以内</p> <p>※ 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 改訂版」を基に距離を設定。</p>																										

No.4-4

評価視点	用地取得の実現性
評価項目	周辺地域の状況
評価指標	隣接自治会との距離
配点	
評価の考え方	応募自治会に隣接する自治会までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。 <理由>応募自治会と隣接する自治会についても、周辺地域として配慮が必要なため。
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本） ②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>敷地境界から応募自治会の字境^{あざかい}までの直線距離を計算する。 得点は、以下の式にて計算する。</p> $\text{得点} = \frac{\text{（当該応募地の応募自治会の字境までの直線距離）}}{\text{（応募自治会の字境までの直線距離が最も長い応募地の直線距離）}} \times \text{配点}$
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・地図でみる統計（統計GIS）（独立行政法人統計センター） https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/toukeiChiri.do?method=init
備考	委員による総合評価において、周辺自治会の反対運動等を確認して評価する。
参考 (他事例の 評価基準)	事例なし。

No.4-5

評価視点	用地取得の実現性												
評価項目	周辺地域の状況												
評価指標	搬入道路が通過する周辺自治会の有無												
配点													
評価の考え方	<p>応募自治会以外の自治会を通過せずに搬入道路が整備可能なほうを優れていると評価する。</p> <p><理由>応募自治会以外の自治会との合意形成に時間を要して搬入道路の整備が遅れると、事業スケジュールに影響が出るおそれがあるため。</p>												
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■点数づけ</p> <p>①段階（3段階を基本） ②定量（小数第2位を四捨五入）</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>搬入道路が応募自治会の^{あざかい}字境内に収まっているか確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>収まっている。</td> <td>根拠資料等から判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>—</td> <td>対面交通が可能な2車線以上の道路と敷地境界を結ぶ既存道路がある場合、搬入ルートはその既存道路の拡幅を基本とする。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>収まっていない。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	収まっている。	根拠資料等から判断する。	B	—	対面交通が可能な2車線以上の道路と敷地境界を結ぶ既存道路がある場合、搬入ルートはその既存道路の拡幅を基本とする。	C	収まっていない。	
評価	評価基準	採点方法											
A	収まっている。	根拠資料等から判断する。											
B	—	対面交通が可能な2車線以上の道路と敷地境界を結ぶ既存道路がある場合、搬入ルートはその既存道路の拡幅を基本とする。											
C	収まっていない。												
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入ルート図（案） ※事務局作成 ・地図でみる統計（統計GIS）（独立行政法人統計センター） https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/toukeiChiri.do?method=init 												
備考	—												
参考 (他事例の 評価基準)	事例なし。												

<参考：評価方法（パターン、点数づけ）一覧>

No.	評価視点	評価項目（案）	評価指標（案）	評価方法	
				パターン	点数づけ
1-1	安心・安全 の確保	地形・地質	地形（土砂災害）	①	段階
1-2			地質（軟弱地盤）	①	段階
1-3			活断層	①	段階
1-4		施設の建設及び 建替えへの制約	障害物の存在	②	段階
1-5			施設配置	②	段階
1-6		斎場利用者への配慮	斎場までの移動時間	①	定量
1-7		土地利用規制	河川法	①	段階
1-8			農業振興地域の整備に関する法律	①	段階
2-1	環境保全 への配慮	住宅との距離	最寄りの住宅までの距離	①	定量
2-2		周辺諸施設との距離	最寄りの教育施設・医療 福祉施設までの距離	①	定量
2-3		周辺道路の混雑	周辺道路の混雑状況	①②	定量
2-4		環境関連法規制	都市計画	①	段階
2-5			景観	①	段階
2-6			自然環境	①	段階
2-7		埋蔵文化財	発掘調査	①	段階
3-1	事業の 経済性	収集運搬の距離	収集運搬効率	①	定量
3-2		用地取得	用地取得費	①	定量
3-3			敷地面積	①	段階
3-4		敷地造成費	敷地造成費	①	定量
3-5		インフラ整備費	搬入道路、高圧受電、上 水道の整備費合計	①	定量
4-1	用地取得の 実現性	用地取得の実現性	土地所有者数	①	定量
4-2			地域の合意状況	①	定量
4-3		隣接市町との距離	隣接市町との距離	①	段階
4-4		周辺地域の状況	隣接自治会との距離	①	定量
4-5			搬入道路が通過する 周辺自治会の有無	①	段階
計	4 視点	16 項目	25 指標	—	—

パターン：①予め定めた評価基準によって評価

②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価

点数づけ：段階（3段階を基本）

定量（小数第2位を四捨五入）

(2) 委員による総合評価

相対比較項目による評価の評価基準と関連する評価ポイントを以下に示す。これらの事項のほか、現地視察の結果、相対比較項目による評価では評価が難しい評価項目間の相互関係、全体的な視点での評価、相対評価審査を進める過程で新たに確認された考慮すべき事項があれば、それらも踏まえて評価する。

評価視点	評価ポイント（相対比較項目の評価基準と関連する事項について）
安心・安全の確保	
環境保全への配慮	<ul style="list-style-type: none">・応募地周辺の住宅の分布状況（100m以内にまとまった住宅地が存在するか等）・応募地周辺の教育施設・医療福祉施設の分布状況（100m以内に存在する教育施設・医療福祉施設の数等）・応募地周辺の景観の状況（周辺の土地利用等）・応募地の自然環境の状況（原始的な環境か人工的な環境か等）
事業の経済性	
用地取得の実現性	<ul style="list-style-type: none">・土地の権利関係（抵当権等）、土地所有者意向状況（同意済みか同意見込みか等）、土地の利用状況（管理されているか管理されていないか）等・総会の議事録（住民の意見等）・管内に隣接する近隣市の反対運動等・周辺自治会の反対運動等

相対比較項目による評価基準等一覧表

No.	評価視点	評価項目(案)	評価指標(案)	評価の考え方(案)	評価基準(案)			主な根拠資料
					A	B	C	
1-1	安心・安全の確保	地形・地質	地形(土砂災害)	砂防指定地、地すべり防止区域、山腹崩壊危険地区、土砂流出危険区域、崩壊土砂流出危険地区、土砂災害警戒区域(指定済・指定前)、土砂災害危険箇所、雪崩危険箇所に該当していないほうを優れていると評価する。	該当しない。隣接地も該当しない。	一部が該当する。あるいは、隣接地が該当する。	全域が該当する。	「滋賀県防災マップ」
1-2			地質(軟弱地盤)	地盤が強固なほうを優れていると評価する。 ※PL値(液状化指数)が高いか。	PL値0~5未満	PL値5~15未満	PL値15~	「滋賀県防災マップ」(滋賀県)
1-3			活断層	敷地内に活断層が存在しないほうを優れていると評価する。	活断層から6km以上離れている。	応募地内に活断層は位置しないが6km以内に存在する。	応募地内に活断層が位置する。	「滋賀県地域防災計画」(滋賀県) 「活断層データベース」(産業技術総合研究所)
1-4		施設の建設及び建替えへの制約	障害物の存在	施設建設の支障となる物(鉄塔、送電線等)が無い敷地を優れていると評価する。	応募地内に支障物が無い。	応募地内に支障物があるが、施設の建設や将来的な建替え等への制限が小さい。	応募地内に支障物があり、施設の建設や将来的な建替え等への制限が大きい。	現地踏査
1-5		施設配置	建設及び建替えにおける施設配置が容易なほうを優れていると評価する。 ※施設建屋等の建設に必要な用地(90×113m、45m×60m、66m×67m、90×113mの長方形)が配置可能か。	長方形の配置は十分に可能。	長方形の配置はほぼ可能。	長方形の配置は困難。	長方形の配置図 ※事務局作成	
1-6		斎場利用者への配慮	斎場までの移動時間	多くの市民が利用しやすい場所に位置する(斎場から最も遠方にある集落までの距離が近い)ほうを優れていると評価する。	$\text{得点} = \frac{\text{(最も値が小さい応募地の値)}}{\text{(当該応募地の値)}} \times \text{配点}$ 値は、11集落(菅浦、月出、杓掛、中河内、菅並、金居原、甲津原、長久寺、上丹生、梅ヶ原、磯)から応募地までの移動時間の最大値とする。			google Map ※移動時間を検索
1-7		土地利用規制	河川法	河川区域、河川保全区域に該当していないほうを優れていると評価する。	該当しない。	河川保全区域が含まれる。	河川区域が含まれる。	「河川保全区域の指定」(滋賀県告示) 「長浜土木事務所管内図」(長浜土木事務所) 「長浜土木事務所木之本支所管内図」(長浜土木事務所木之本支所)
1-8		農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域に該当していないほうを優れていると評価する。	全域が該当しない。	一部あるいは全域が農業振興地域に該当する。	一部あるいは全域が農用地区域に該当する。	担当部局に確認	
2-1	環境保全への配慮	住宅との距離	最寄りの住宅までの距離	敷地境界から直近の住宅までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。	敷地境界から直近の住宅までの直線距離が100m以上の場合は満点。 100m未満の場合は、以下の計算式を適用。 $\text{得点} = \frac{\text{直線距離(m)}}{100} \times \text{配点}$			住宅地図等 現地踏査
2-2		周辺諸施設との距離	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離	敷地境界から直近の教育施設・医療福祉施設(小学校・中学校・養護学校、病院、診療所、幼稚園、保育園、児童館、子育てセンター、福祉センター、高齢者養護施設、障害者支援施設)までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。	敷地境界から直近の教育施設・医療福祉施設までの直線距離が100m以上の場合は満点。 100m未満の場合は、以下の計算式を適用。 $\text{得点} = \frac{\text{直線距離(m)}}{100} \times \text{配点}$			住宅地図等 現地踏査
2-3		周辺道路の混雑	周辺道路の混雑状況	搬入道路が接続する既存道路が混雑していないほうを優れていると評価する。	 搬入道路が接続する既存道路の混雑度が算定されていない場合は、現地視察等の結果を踏まえて評価。			平成22年度道路交通センサス 現地視察等
2-4		環境関連法規制	都市計画	住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域を優れていると評価する。	準工業地域、工業地域、工業専用地域	A及びC以外の地域、都市計画区域外	低層住居専用地域、中高層住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域	「彦根長浜都市計画区域」「山東伊吹都市計画区域」(米原市) 「長浜市都市計画図」「長浜市北部都市計画図」(長浜市)
2-5		景観	琵琶湖景観形成地域、琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区、河川景観形成地区、景観形成重点区域に該当していないほうを優れていると評価する。	該当しない。	—	一部あるいは全域が該当する。	「滋賀県景観計画」(滋賀県) 「長浜市景観まちづくり計画」(長浜市)	

No.	評価視点	評価項目(案)	評価指標(案)	評価の考え方(案)	評価基準(案)			主な根拠資料
					A	B	C	
2-6	環境保全への配慮	環境関連法規制	自然環境	自然公園法、都市計画法、鳥獣保護法、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例、滋賀県自然環境保全条例が定める自然環境保全に関する規制区域に該当していないほうを優れていると評価する。	該当しない。	—	一部あるいは全域が該当する。	評価の考え方(案)に示した各法令
2-7		埋蔵文化財	発掘調査	埋蔵文化財包蔵地に該当していないほうを優れていると評価する。	該当しない	一部が該当する。	全域が該当する。	担当部署に確認
3-1	事業の経済性	収集運搬の距離	収集運搬効率	収集運搬効率がよいほうを優れていると評価する。	$\text{得点} = \frac{\text{(最も値が小さい応募地の値)}}{\text{(当該応募地の値)}} \times \text{配点}$ 値は、敷地境界から管内の人口重心までの直線距離とする。			「平成22年国勢調査結果」(総務省統計局)
3-2		用地取得	用地取得費	用地取得費が安いほうを優れていると評価する。	$\text{得点} = \frac{\text{(最も安価な応募地の費用)}}{\text{(当該応募地の費用)}} \times \text{配点}$ 費用は、路線価を元に算定した用地取得概算費用とする。			「平成28年度財産評価基準書路線価図」(国税庁) 「全国地価マップ」((一財)資産評価システム研究センター)
3-3			敷地面積	敷地面積が4.5~5.5haであるほうを優れていると評価する。	4.5ha以上~5.5ha以下	5.5haより大きく、6.5ha未満	6.5ha以上	応募書類
3-4		敷地造成費	敷地造成費	敷地造成費が安いほうを優れていると評価する。	$\text{得点} = \frac{\text{(最も安価な応募地の費用)}}{\text{(当該応募地の費用)}} \times \text{配点}$ 費用は、概算の敷地造成費用とする。			概算の敷地造成費 ※事務局作成
3-5		インフラ整備費	搬入道路、高圧受電、上水道の整備費合計	インフラ整備費が安いほうを優れていると評価する。	$\text{得点} = \frac{\text{(最も安価な応募地の費用)}}{\text{(当該応募地の費用)}} \times \text{配点}$ 費用は、概算のインフラ整備費用とする。			概算のインフラ整備費 ※事務局作成
4-1	用地取得の実現性	用地取得の実現性	土地所有者数	土地所有者が少ないほうを優れていると評価する。	$\text{得点} = \frac{\text{(最も人数が少ない応募地の土地所有者数)}}{\text{(当該応募地の土地所有者数)}} \times \text{配点}$			応募書類
4-2			地域の合意状況	応募自治会における賛同者の割合が高いほうを優れていると評価する。	$\text{得点} = \frac{\text{(当該応募地の賛成者割合)}}{\text{(最も賛成者の割合が多い応募地の賛成者割合)}} \times \text{配点}$ 賛成者割合は、総会の出席者数(委任状を含む)における賛成者の割合とする。			応募書類
4-3		隣接市町との距離	隣接市町との距離	管内に隣接する近隣市までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。	7kmより大きい	3.5kmより大きく7km以内	3.5km以内	—
4-4		周辺地域の状況	隣接自治会との距離	応募自治会に隣接する自治会までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。	$\text{得点} = \frac{\text{(当該応募地の応募自治会の字境までの直線距離)}}{\text{(応募自治会の字境までの直線距離が最も長い応募地の直線距離)}} \times \text{配点}$			「地図でみる統計(統計GIS)」(独立行政法人統計センター) ※字境を確認
4-5			搬入道路が通過する周辺自治会の有無	応募自治会以外の自治会を通過せずに搬入道路が整備可能なほうを優れていると評価する。 ※搬入道路が応募自治会の字境内に収まっているか。	収まっている。	—	収まっていない。	「地図でみる統計(統計GIS)」(独立行政法人統計センター) ※字境を確認

備考) 対面交通が可能な2車線以上の道路と敷地境界を結ぶ既存道路がある場合、搬入道路の整備はその既存道路の幅を基本とする。(No.2-3、No.4-5に関係)

評価結果の公表について

1. 候補地決定までの流れと公表資料

候補地選定までの流れ	新施設建設候補地選定委員会	時期	公表資料
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">審査基準の作成</div>	第1回 ～ 第5回	平成28年10月～ 平成29年2月の間 に計5回	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会資料一式 ※参考資料、スライド資料を除く。 ・委員会議事概要
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">審査基準の公表</div>		平成29年3月上旬	・審査基準
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">公募締め切り</div>		平成29年3月21日	—
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資格判定審査</div>		平成29年3月下旬	・応募地名
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">相対評価審査</div>	第6回 ～ 第10回	平成29年4月～ 平成29年6月の間 に計5回	・委員会議事次第
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">審査結果報告</div>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">管理者会議</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">選定評価結果報告書</div>		—
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">候補地決定</div>		平成29年8月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・選定評価結果報告書 ※個人情報を除く。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">選定結果の公表</div>		※センター議会への報告後	

2. 選定評価結果報告書への応募地名及び評価点の記載

情報公開の観点から、選定評価結果報告書（以下、報告書と言う。）は、個人情報を除き、公表することを予定している。

それを踏まえて、応募地域名と審査結果（審査基準毎）の評価点がリンクした情報を報告書へ記載することの意義及びリスクについて、以下のとおり考えられる。

なお、応募を検討している地域から問合せ等があったときには、関連する問いの有無に係らず、口頭で応募地名を公表する旨を説明し、正式に応募書類を受理する際には書面にて説明する予定である。また、センターホームページに掲載している「公募に関する質問（Q&A）」には、応募期間終了後に応募地名を公表すること、候補地決定後に候補地名及び他の応募地名等を公表する予定であることを記載している。

（1）資格判定審査結果

意義	<ul style="list-style-type: none">・情報公開の観点から、評価結果は公表するのが原則である。・透明性及び公平性が確保され、噂や憶測による誤った情報が流れない。 ⇒地元住民及び市民の理解、信頼を得られる。・透明性の高い手法として公募制を採用したことからも、評価結果も公表が原則である。
リスク	<ul style="list-style-type: none">・特になし。 ※資格判定審査基準は「○」「×」で機械的かつ速やかに判定できる基準としており、第三者でも比較的容易に判定できるため。

（2）相対評価審査結果

意義	<ul style="list-style-type: none">・情報公開の観点から、評価結果は公表するのが原則である。・透明性及び公平性が確保され、噂や憶測による誤った情報が流れない。 ⇒地元住民及び市民の理解、信頼を得られる。・透明性の高い手法として公募制を採用したことからも、評価結果も公表が原則である。
リスク	<ul style="list-style-type: none">・候補地とならなかった応募地の点数が明らかとなる。 ⇒候補地とならなかった応募地域間の軋轢を生む可能性がある。 ⇒点数差に対する不満が大きくなる可能性がある。・評価結果の細部に不満がでる可能性がある。